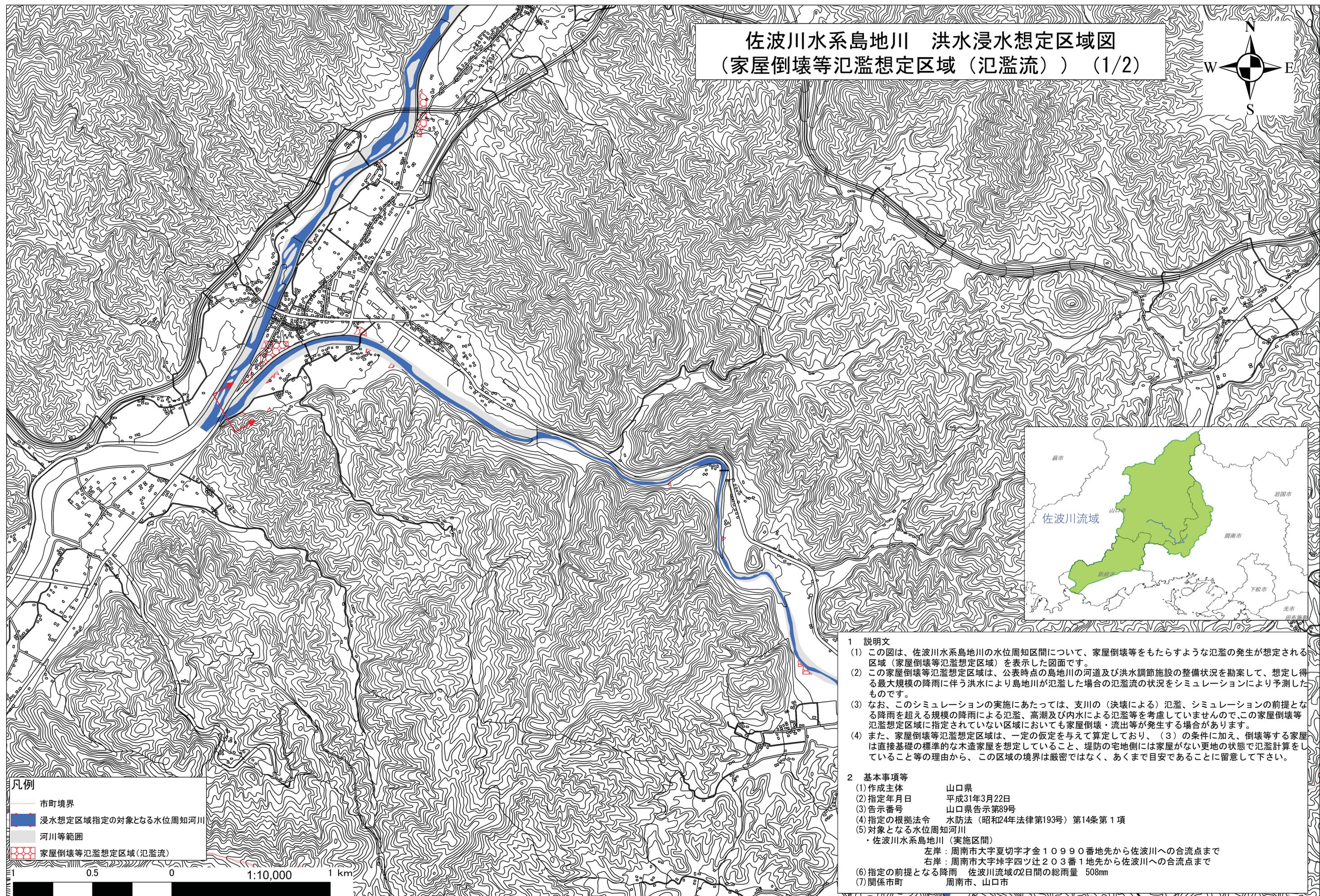
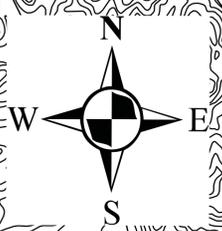


佐波川水系島地川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)) (1/2)



凡例

- 市町境界
- 浸水想定区域指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)



- 1 説明文**
- この図は、佐波川水系島地川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の島地川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により島地川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
- 2 基本事項等**
- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 作成主体 | 山口県 |
| (2) 指定年月日 | 平成31年3月22日 |
| (3) 告示番号 | 山口県告示第89号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | ・佐波川水系島地川(実施区間) |
| | 左岸: 周南市大字夏切字才金10990番地先から佐波川への合流点まで |
| | 右岸: 周南市大字埴字四ツ辻203番1地先から佐波川への合流点まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 佐波川流域の2日間の総雨量 508mm |
| (7) 関係市町 | 周南市、山口市 |

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平30情使、第195号)